

議第 2 4 号議案

有機フッ素化合物（P F A S）対策への予算措置を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

提出者	新座市議会議員	小野 大輔
賛成者	//	高 邑 朋矢
	//	石 島 陽子
	//	小野由美子
	//	笠 原 進
	//	黒 田 実樹

提 案 理 由

政府に対して、有機フッ素化合物（P F A S）対策への予算措置を求めるため、この案を提出する。

有機フッ素化合物（P F A S）対策への予算措置を求める意見書

有機フッ素化合物（P F A S）による高濃度の汚染が在日米軍基地や自衛隊基地、関係工場、産業廃棄物処理場の周辺の河川・湧水や土壌、飲用水から確認され、健康への影響が大きな問題となっています。

永遠の化学物質と言われるP F A Sは体内などへの残留性が高く、国際的にも発がん性などの健康影響が指摘され、欧米等では厳しい規制が行われています。欧州連合（E U）では、1万種類以上あると言われるP F A S全体を規制する動きが出ています。一方、日本国内の規制は、P F A Sのうち、ストックホルム条約（P O P S条約）で製造・使用が禁止されているP F O SとP F O Aなど3種類のみで、対応の遅れが際立っています。

また、P F A S汚染の深刻な実態が明らかになる中、住民の不安が広がっています。ところが、国は「健康被害については明らかでない」として、調査や対応に後ろ向きの姿勢をとり続けています。

P F A S汚染の実態を明らかにするとともに、住民の不安を取り除くため、独自に対策をとる都道府県や市町村が出ています。ところが、実施自治体が費用を負担しなければならないことが、自治体の足を重くしています。

よって、国においては、次の対策を講じるよう、強く求めます。

- 1 P F A S等に対し、国際的水準の基準値を早急に定め、規制を進めること。
- 2 都道府県や市町村が実施する健康調査や土壌調査などのP F A S対策に要する費用を国が負担すること。
- 3 P F A S等を製造・販売・使用している事業者に対して、P F A S等が適切に管理されているか、国の責任で調査すること。
- 4 自衛隊基地におけるP F A Sの保管・使用及び汚染の実態について速やかに調査し、結果を公開すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年12月 日

埼玉県新座市議会

環境大臣 様

国土交通大臣 様

防衛大臣 様